議 案 第 223 号

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の一部を改正 する条例案

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例(昭和40年大阪市条例第 32号)の一部を次のように改正する。

別表保安港区の項第1号中「から第9号まで」を「、第8号の2、第9号」に改め、 同表マリーナ港区の項第1号中「第8号の2」を「第8号の2、第8号の3」に改め、 同表修景厚生港区の項第1号中「第7号」を「第7号、第8号の3」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に建設、改築又は用途変更に着手する建築物 その他の構築物について適用し、同日前に建設、改築又は用途変更に着手した建築 物その他の構築物については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

平成28年9月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説明

大阪港臨港地区内に指定される分区の区域内において建設等を規制すべき建築物その他の構築 物の範囲を改めるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。 (参 照)

{傍線は削除 太字は改正

大阪港臨港地区の分区における構築物の規制に関する条例(抄)

別表(第3条関係)

分 区	建築物その他の構築物
省 略	省略
保安港区	(1) 法第2条第5項第2号から第6号まで、第8号 <u>から第9号まで</u> 、第8号の2、第9号
	第9号の3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
	(2) - (4) 省略
マリーナ港区	(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の2、第8号の
	3 及び第 9 号の 3 から第10号の 2 までに掲げる港湾施設
	(2) - (5) 省略
修景厚生港区	(1) 法第2条第5項第2号から第5号まで、第7号、第8号の3、第9号の
	3から第10号の2まで及び第12号に掲げる港湾施設
	(2) - (6) 省 略